（報告事項）

第二十一条の六　法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。）とする。

一　家畜の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の連絡先（第五号において単に「連絡先」という。）

二・三　（略）

四　法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の項目ごとに、当該項目の遵守状況及び当該項目を遵守するための措置の実施状況

五　法第十二条の三の二第一項の規定により選任した飼養衛生管理者の氏名、住所及び連絡先並びに当該飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所

第二十一条の七　（略）

（指導及び助言の方法）

第二十一条の八　法第十二条の五の農林水産省令で定める方法は、同条の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法第十二条の五の規定による指導及び助言をする旨

二　改善すべき事項の内容

三　前号の内容ごとの具体的な改善方法

四　改善すべき期限

五　その他必要と認める事項

2　前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から二週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、二週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

（勧告の方法）

第二十一条の九　法第十二条の六第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法第十二条の六第一項の規定による勧告をする旨

二　改善すべき事項の内容

三　前号の内容ごとの具体的な改善方法

四　改善すべき期限

五　その他必要と認める事項

2　前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

（命令の方法）

第二十一条の十　法第十二条の六第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法第十二条の六第二項の規定による命令をする旨

二　勧告に従わなかつた事実

（報告事項）

第二十一条の三　法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。）とする。

（新設）

一・二　（略）

三　法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

（新設）

第二十一条の四　（略）

（新設）